入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和２年　２月２１日

東広島市長　髙垣 廣徳

１　入札に付する事項

（１）	物品・委託役務の名称	令和２年度東広島学校給食センター清掃業務
（２）	物品・委託役務管理番号	13310077
（３）	物品委託役務内容	東広島学校給食センターにおいて清掃を行うもの。
（４）	納入・履行期間	令和２年　４月　１日から令和３年　３月３１日まで
（５）	納入・履行（就業）場所	東広島学校給食センター
（６）	予定価格	非公表
（７）	最低制限価格	なし
（８）	入札方式	一般競争入札
（９）	入札区分	紙入札
(10)	使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11)	契約種別	総価契約
(12)	収入印紙	要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全＞建築物清掃
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

(1)東広島市清掃業務共通標準事項を適用する。

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和２年　２月２１日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	令和２年　２月２１日～ 令和２年　３月１３日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：　無
ウ	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和２年　２月２１日～ 令和２年　３月　２日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 教育委員会学校教育部　東広島学校給食センター 東広島市田口研究団地８番５号 電話番号　082-425-3388　　／ファックス番号　082-425-5120 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和２年　３月　５日～ 令和２年　３月１３日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和２年　３月１１日～ 令和２年　３月１２日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和２年　３月１３日 午後　１時１０分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（◯印）	備考
ア	入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

令和２年度東広島学校給食センター清掃業務仕様書

１　業務名

令和２年度東広島学校給食センター清掃業務

２　履行場所

東広島学校給食センター

３　履行期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

４　業務対象施設の名称

東広島学校給食センター

５　業務内容

東広島学校給食センター各箇所における清掃業務

６　業務目的

防塵、拭き、ゴミの収集等の日常的な作業又は洗浄、保護剤の塗布等の定期的な作業を行うことにより汚れの除去及び建築物部材の保護を行い、建築物の美観の維持及び劣化の抑制を図ることで快適な住環境（執務環境）を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資する。

７　業務仕様

（１）本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市清掃業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。

（２）本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注へ十分に引き継ぎをすること。

（３）著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び仕様交渉の一切を受注者において行うものとする。

８　対象施設の種類、数量等

（１）床面を含むもの

箇所名			床材	面積	備考
本館	１Ｆ	玄関ホール	床タイル　磁器質無釉 100 角	37.8 ㎡	
		玄関ポーチ	床タイル　磁器質無釉 100 角	17.4 ㎡	

		検収室プラットホーム	コンクリート直均し 無溶剤形エポキシ樹脂系塗床	17.4 ㎡	
		検収室プラットホーム	コンクリート直均し 無溶剤形エポキシ樹脂系塗床	11.6 ㎡	
		玄関ホール	織布積層ビニル床シート	21.6 ㎡	
		エレベータホール	織布積層ビニル床シート	12.0 ㎡	
		階段	織布積層ビニル床シート	17.4 ㎡	
		階段	織布積層ビニル床シート	17.4 ㎡	
		廊下	織布積層ビニル床シート	74.6 ㎡	
		トイレ	ビニル床シート	18.0 ㎡	
		ボイラー室	コンクリート直均し 無溶剤形エポキシ樹脂系塗床	136.8 ㎡	月１回
	２Ｆ	会議室１	織布積層ビニル床シート	100.3 ㎡	
		会議室２	織布積層ビニル床シート	29.2 ㎡	
		湯沸室	織布積層ビニル床シート	6.4 ㎡	
		廊下及びエレベータホール	織布積層ビニル床シート	104.9 ㎡	
		トイレ	ビニル床シート	81.0 ㎡	
合　　計				703.8 ㎡	

９　業務詳細「作業要領」

（１）作業時間

施設建物内の日常清掃（清掃エリアは別平面図参照）を週２回行い、作業時間については、８：００～１２：００の範囲で行うこと。

（２）作業内容

ア　日常清掃

（ア）床面（各場所共通）

・塵、ゴミをほうき、掃除機等で取り除く。

・モップにより隅々までよく拭き、汚れのひどい部分については適正洗剤を使用し、汚れを除去すること。

（イ）壁面（各場所共通）

・壁面については、必要に応じ汚れを取り除くこと。

（ウ）ガラス

・ガラスについては、ガラス用洗剤で汚れを取り、仕上げる。

（エ）手すり及びドアノブ

・手すり及びドアノブについては拭き取り、アルコール消毒を行うこと。

（オ）トイレ

・適正洗剤を使用し、手洗器、便所等の汚れを落とし、よく洗浄すること。

・適正洗剤を使用し、鏡の汚れを落とし、よく磨くこと。

・トイレ内のゴミ、汚物等については、使用者に不快感を与えることのないように適宜処理すること。

・トイレットペーパーについては、施設管理担当者が支給した物を用い、適宜補

充の上、使用可能な状態にしておくこと。

（カ）机、テーブル、演台

・机、テーブル、演台については、拭き掃除を行うこと。

（キ）玄関ポーチ、検収室プラットホーム

・葉、塵、ゴミをほうき等で取り除く。

（ク）ボイラー室（月に１回）

・塵、ゴミをほうき、掃除機等で取り除く。

イ　定期清掃（８月と３月の年２回）

（ア）床のワックス掛け

・ア（ア）床面清掃後、ワックス掛けを行うこと。

※定期清掃は、土曜、日曜、祝日で行うこと。ただし、センターと協議し、調整できれば、給食調理を行っていない日に限り平日でも可能とする。

１０　腸内細菌検査の実施について

（１）従事者は、月２回（１２日以上の間隔を開けること。）の腸内細菌検査を受けて、報告書を発注者に提出すること。検査項目については次のとおりとする。

赤痢菌・サルモネラ・腸チフス・パラチフス

病原性大腸菌O−２６・１１１・１２８・１５７

（２）検査費用は、受注者の負担とする。

（３）検査の結果、いずれかの検査項目が陽性であった場合は速やかにセンターに報告し、該当検査項目の陰性が確認されるまでの間、当該業務従事者については、本業務に従事させないこと。

（４）受注者は、上記健康診断及び腸内細菌検査により異常値や陽性反応が見受けられない場合であっても、業務従事者が現に下痢、発熱、腹痛、嘔吐、皮膚病等の感染性疾患に罹漢等している又はその疑いがあることにより、食品衛生上本業務に支障を来すおそれがあると認められる場合は、本業務に従事させないこと。

１１　建築物環境衛生管理について

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定による建築物環境衛生管理との関係）

項目	当施設・当業務の状況
特定建築物の該当	該当しない。
建築物環境衛生管理	当業務に含まない。
建築物環境衛生管理技術者の選任	受注者に求めない。

※　発注者が別途選任した建築物環境衛生管理技術者がある場合は、当該者の監督の下で衛生的環境の確保に努めること。

１２　委託料の支払い

（１）本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
４月から７月、９月から２月までの各月履行分	円	部分払（部分引渡し） （８月は定期清掃分を含む。）
８月履行分	円	
３月履行分	円	完了払（定期清掃分を含む。）
８月及び３月履行分については定期清掃分の代金をそれぞれ加算することとし、上記金額は加算後の金額とする。		

（２）部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていなければならない。

１３　その他

（１）公共施設、教育施設又学校給食を取扱う施設であることを充分に認識して業務を行うこと。特に衛生管理に留意し、清潔な作業着を着用すること。

（２）トイレ掃除は女性に従事させること。

（３）感染性疾患（インフルエンザ、ノロウイルス等）の疑いがある場合は、完治するまでその者を従事させないこと。

（４）清掃用具、洗浄剤等は受注者の負担とする。

（５）施設敷地内は全面禁煙とする。

（６）駐車場の使用は、可能とする。

（７）この仕様書に疑義の生じた時、又は定めのない事項については、その都度発注者と受注者が協議して定める。

１４　問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会　学校教育部　東広島学校給食センター　業務係

電　話　（082）425－3388

ＦＡＸ　（082）425－5120

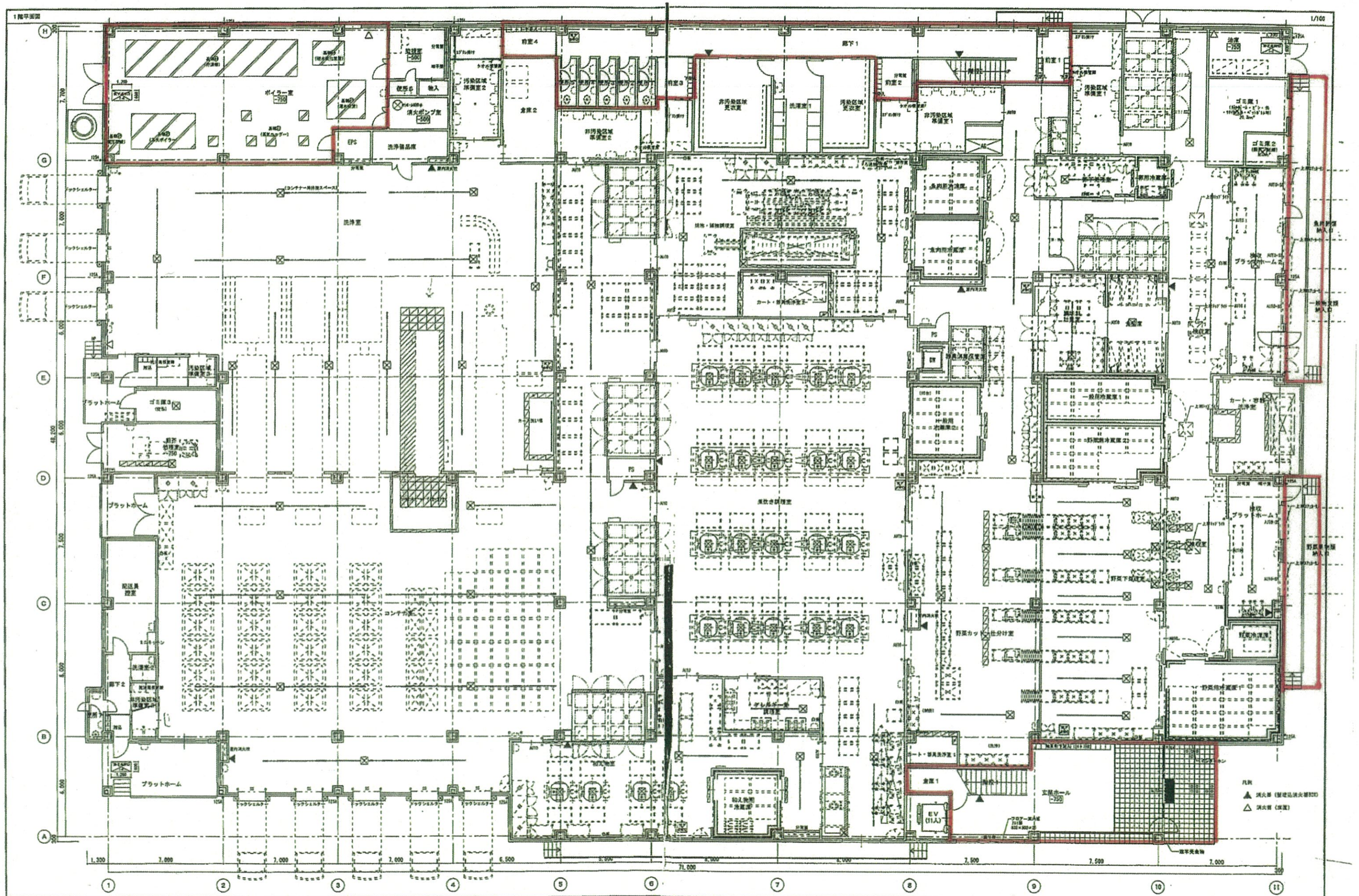

A1版：100%	
A2版：71%	
A3版：50%	

株式会社 村田相互設計
MURATA SOGO ARCHITECT & ASSOCIATES.

一級建築士事務所
広島県知事登録 (4)(1)第 1372号
福岡県知事登録 第1—5329号
北海道知事登録 (昭)第 537号
山口県知事登録 第 2168号

一級建築士 第114837号
向 井 良 幸
承認

（仮称）東広島学校給食センター建設事業
東広島学校給食センター（仮称）新築工事（建築）

1階平面図

尺度 1/100

図面No. 建 14

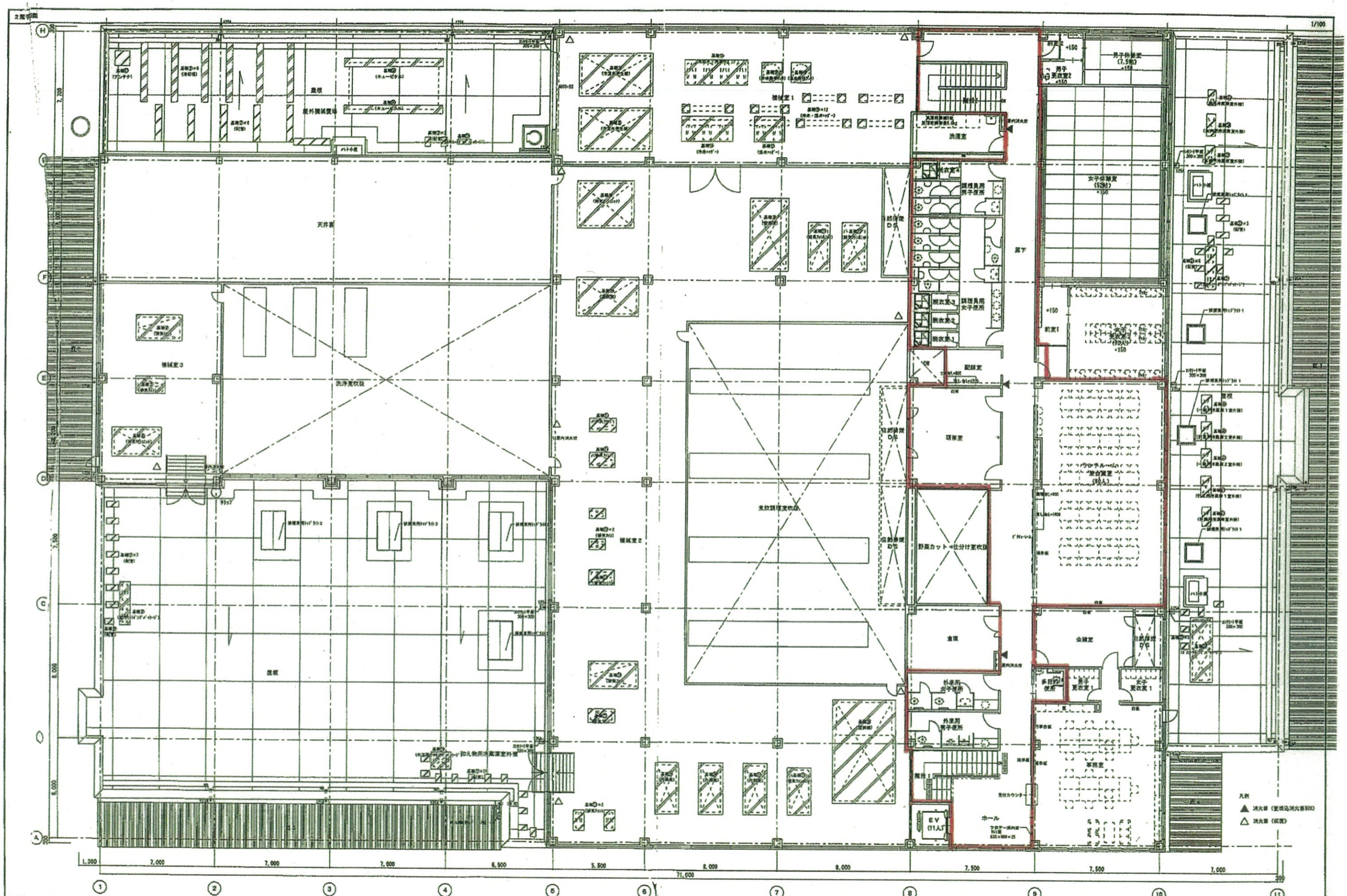
2階平面
1/100
屋根
屋外機械置場
天井裏
機械室3
洗浄室吹抜
屋根
機械室1
洗濯室
脱衣室4
調理員用男子便所
調理員用女子便所
脱衣室3
脱衣室2
脱衣室1
配膳室
研修室
廊下
男子休憩室(7.5帖)
男子更衣室2
女子休憩室(52帖)
前室1
ウッドテラス
集会室(16人)
機械室2
食材調理室吹抜
野菜カット・仕分け室吹抜
倉庫
会議室
外来用女子便所
外来用男子便所
多目的便所
男子更衣室1
女子更衣室1
事務室
受付カウンター
ホール
EV(11人乗)
階段1
凡例
消火器(壁埋込消火器別図)
消火器(床置)
1,300
7,000
7,000
7,000
6,500
5,500
8,000
8,000
7,500
7,500
7,000
71,000
A1版：100%
A2版：71%
A3版：50%
株式会社 村田相互設計
MURATA SOGO ARCHITECT & ASSOCIATES.
一級建築士事務所
一級建築士
(仮称) 東広島学校給食センター建設事業
東広島学校給食センター（仮称）新築工事（建築）
2階平面図
1/100
建築
15